証券コード2412 2022年6月13日

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目6番2号株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長 白 石 徳 生

# 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご来場なさらずとも、議決権は書面またはインターネット等によりご行使いただけますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら後述のご案内に従って、2022年6月27日(月曜日)午後6時までに議決権をご行使いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月28日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号 ベルサール飯田橋駅前イベントホール ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
- 3. 会議の目的事項
  - 【報告事項】1. 第27期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第27期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

# 【決議事項】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

#### 4. その他株主総会に関する決定事項

代理人による議決権のご行使につきましては、議決権を有する他の株主様 1 名を代理人として、その議決権をご行使いただけます。また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト(https://corp.benefit-one.co.jp/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://corp.benefit-one.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 4. 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。

# 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、 以下のとおりご案内させていただきます。

株主様の安全を第一としたく、何卒、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

# 1. 株主様へのお願い及びお知らせ事項

- (1) 株主総会当日のご来場につきましては、ご自身の体調や株主総会日時点での感染状況を踏まえ慎重にご判断いただき、場合によっては見合わせていただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。
- (2) ご来場なさらずとも、議決権は書面またはインターネット等によりご行使いただけます。 (詳細は、招集ご通知記載の議決権行使についてのご案内をご覧ください。)
- (3) 当日の模様は、後日動画にてご覧いただけます。動画は当社ウェブサイト (https://corp.benefit-one.co.jp/) へ掲載いたします。

#### 2. ご来場される株主様へのお願い事項

- (1) 例年よりも株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性が ございますので予めご了承ください。
- (2) 株主様のご体調のご様子によっては受付前に検温させていただき、発熱があると認められる場合には、ご入場をお断りすることもございますので、予めご了承ください。
- (3) 議場にご来場の株主様におかれましては、受付でのアルコール消毒及び会場内でのマスクの常時着用をお願い申し上げます。
- (4) 株主総会の議事を円滑に執り行うため、ご質問は簡潔にお願い申し上げます。

# 3. その他当日の運営に関するご案内事項

- (1) 株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
- (2) 状況に応じて取締役がテレビ会議を通じて参加させていただくこともございますので、予めご了承ください。
- (3) 出席取締役及び運営メンバーは、マスクを着用して対応させていただきますので、予めご 了承ください。なお、発言時のみ取締役はマスクを外して対応させていただきますが十分 な対応策を取った上で運営させていただきます。

なお、総会当日までの感染状況や政府等の発表内容により運営方法を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://corp.benefit-one.co.jp/)に掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権のご行使には、以下の方法がございます。





同封の議決権行使書用紙を会 場受付へご提出ください。

# 株主総会開催日時

2022年 6 月28日(火曜日) 午前10時

# 株主総会に ご出席されない場合



書面

同封の議決権行使書用紙に議 案に対する賛否をご表示のう え、ご返送ください。

# 行使期限

2022年6月27日(月曜日) 午後6時00分到着分まで

詳細は下記をご覧ください。



インターネット等

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

# 行使期限

2022年6月27日(月曜日) 午後6時00分まで

詳細は次ページをご覧ください。

# 書面の郵送による議決権行使のご案内

本定時株主総会にご出席されず、書面の郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)



**→**こちらの**赤枠内**に、議案の賛否をご表示ください。

右片には、インターネットによる議決権行使で必要となる「議決権行使コード」及び「パスワード」が記載されています。

# インターネット等による議決権行使のご案内

本定時株主総会にご出席されず、インターネット等による議決権行使をされる場合は、下記の事項をご確認の うえ、画面の案内に従って替否をご入力ください。

#### インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権の行使が可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

# https://evote.tr.mufg.jp/

- (2) 行使期限は2022年6月27日(月曜日)午後6時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) パスワード (株主様が変更されたものを含みます。) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に 従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

#### お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部**までお問い合わせください。

# 【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-173-027 (通話料無料、受付時間:9:00~21:00)

# 機関投資家の 皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

# 第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
- (1) 本店所在地変更の件

現本社オフィスの契約期間が満了を迎えることを機に、都内の分散オフィスを統合し、業務効率化を図るため、当社の本社機能を東京都新宿区内に移転することに伴い、現行定款第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都新宿区に変更するものであります。なお、本店の所在地の変更は、2022年7月1日をもって効力を生じるものとして、附則にその旨を設けるものであります。当該附則はその効力発生日経過後に削除するものといたします。

#### (2) 株主総会資料の電子提供措置等の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求 した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができる ようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期 日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案		
第1条~第2条 (条文省略)	第1条~第2条 (現行どおり)		
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。		
第4条~第13条 (条文省略)	第4条〜第13条 (現行どおり)		

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務 省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求をした株主 に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第15条~第33条 (条文省略)	第15条〜第33条 (現行どおり)
(新 設)	附則   (本店の所在地に関する経過措置)   第3条(本店の所在地)の変更は、2022年7月   1日をもって効力を生じるものとする。なお、本   附則は、期日経過後、これを削除する。

現行定款	変更案
(新 設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) ①変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 ③本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

# 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。) 4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除きます。) 4名の選任をお願いするものであります。 取締役(監査等委員である取締役を除きます。) の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	(生年月日)		現在の当社における地位、担当	取締役会/出席回数
1	<sup>ふかさわ</sup> <b>深澤</b>	じゅんこ <b>旬子</b>	(1953年5月28日生)	再 任	取締役会長	100% (15/15回)
2	しらいし <b>白石</b>	のりぉ <b>徳生</b>	(1967年1月23日生)	再 任	代表取締役社長 監査部、マーケティング部、 ペイメント統轄部担当	100% (15/15回)
3	た な か <b>田中</b>	ひでょ <b>秀代</b>	(1969年2月7日生)	再 任	代表取締役副社長 管理部門、情報システム事 業部担当	100% (15/15回)
4	ぉざき <b>尾﨑</b>	けんじ <b>賢治</b>	(1972年8月31日生)	再 任	取締役常務執行役員 財務経理部担当兼経営企画 室長	100% (15/15回)

候補者番号

ふかさわ

じゅんこ

1 %

旬子

1953年5月28日生

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974 年 4月 三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社

1978 年 7月 株式会社電通入社

1981 年 9月 株式会社テンポラリーセンター (現株式会社南部エンタープライズ) 入社

1990年 1月 同社取締役広報室長

2000 年 6月 株式会社パソナ専務執行役員人事企画本部長

2003 年 4月 株式会社パソナハートフル代表取締役社長(現任)

2007 年12月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員 人事部・広報室・企画制作室担当兼社会貢献室長

2015 年 6月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員 人事・企画本部長兼社会貢献室担当

2017年 6月 当社取締役会長 (現任)

2018 年 8月 株式会社パソナグループ取締役副社長執行役員Pasona Way本部長兼社会貢献室担当(現任)

#### ■ 所有する当社の株式数 0株

■ **重要な兼職の状況** 株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員

株式会社パソナハートフル 代表取締役社長

#### ■ 取締役との責任限定契約について

深澤旬子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 取締役在任期間 5年
- 取締役会への出席状況 100% (15回/15回)
- 取締役候補者とした理由

深澤旬子氏は、人事・広報・企画制作・社会貢献部門等の豊富な経験・見識を有するとともに、長年に亘る企業役員経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

**2** 白石 徳生

1967年1月23日生

再 任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 8月 株式会社パソナジャパン(現ランスタッド株式会社)入社

1996 年 3月 株式会社ビジネス・コープ(現株式会社ベネフィット・ワン)設立 同社取締役

2000 年 6月 当社代表取締役社長

2012年 1月 株式会社ジェイ・エス・ビー社外取締役 (現任)

2012年 3月 株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役

2012年 5月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア取締役

2012 年 5月 貝那商務諮詢(上海)有限公司 董事長(現任)

2012年11月 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Chair of the Board (現任)

2013 年 8月 株式会社パソナグループ取締役

2013年10月 BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD. (現 BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.) Director (現任)

2014年 1月 BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director (現任)

2016年12月 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director (現任)

2016年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役(現任)

2017年 6月 PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director (現任)

2022 年 4月 当社代表取締役社長 監査部、マーケティング部、ペイメント統轄部担当(現任)

#### ■ 所有する当社の株式数 1.844.600株

■ 重要な兼職の状況 貝那商務諮詢(上海)有限公司 董事長

BENEFIT ONE USA INC. Director/Chair of the Board BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director

PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director REWARDZ PRIVATE LIMITED Director 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役

ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役

■ 取締役在任期間 26年

■ 取締役会への出席状況 100% (15回/15回)

#### ■ 取締役候補者とした理由

白石徳生氏は、当社の事業を起業し、2000年からは当社代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。同氏が当社事業全般を牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

1969年2月7日生

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 8月 株式会社テンポラリーセンター(現株式会社南部エンタープライズ)入社

2000 年 5月 株式会社神戸クルーザー代表取締役社長

2003 年10月 株式会社メディカルアソシア代表取締役副社長

2005年 1月 同社代表取締役社長

2014年 3月 同社取締役退任

2017 年 6月 当社取締役

2019 年 6月 当社取締役副社長執行役員 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室、システム開発部

担当

2020 年 4月 当社取締役副社長執行役員 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室、システム開発部、DXプラットフォーム推進部担当兼ヘルスケア事業部長

2020 年 6月 当社代表取締役副社長 管理部門、DXプラットフォーム推進部担当兼ヘルスケア事業部長

2021 年10月 株式会社JTBベネフィット取締役

2022 年 4月 当社代表取締役副社長 管理部門、情報システム事業部担当(現任)

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 取締役在任期間 5年

■ 取締役会への出席状況 100% (15回/15回)

■ 取締役候補者とした理由

田中秀代氏は、ヘルスケア分野に関する豊富な経験・知識を有するとともに、サステナビリティ委員会において中心的役割を果たしており、経営者としての経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

4 尾﨑 賢治

1972年8月31日生

再 任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995 年 4月 株式会社パソナ (現株式会社南部エンタープライズ) 入社

2007 年 7月 株式会社パソナテック執行役員 経営企画室室長

2008年 3月 博科諮詢 (大連) 有限公司董事

2012 年 4月 株式会社パソナテック執行役員 経営企画、管理、業務、IT、CS担当兼経営企画室室長

2012 年10月 株式会社アルゴー (現株式会社パソナテック) 取締役

2013 年 4月 株式会社パソナテック執行役員 管理、事業戦略本部担当兼事業戦略本部部長

2015年 6月 当社取締役 財務経理部担当兼経営企画室長

2016年 1月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役

2016年 6月 当社取締役常務執行役員 財務経理部担当兼経営企画室長(現任)

2016年12月 PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner (現任)

2016年12月 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director (現任)

2019年6月 貝那商務諮詢 (上海) 有限公司監事 (現任)

BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO (現任)
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE, LTD, Director (現任)

2021 年10月 株式会社JTBベネフィット監査役

#### ■ 所有する当社の株式数 2.000株

■ **重要な兼職の状況** 貝那商務諮詢(上海)有限公司 監事

BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner

REWARDZ PRIVATE LIMITED Director

■ 取締役在任期間 7年

■ 取締役会への出席状況 100% (15回/15回)

#### ■ 取締役候補者とした理由

尾﨑賢治氏は、長年に亘り経営企画業務を担当し、その豊富な経験と実績を活かし、当社グループ全体の経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
   2. 深澤旬子氏及び尾崎賢治氏の前記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である株式会社パソナグループ並びにその子会社である株式会社パソナハートフル及び株式会社パソナテックにおける現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
   3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責け保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

# (ご参考) 各取締役のスキル・マトリックス

氏名		取締役が有する知識・経験・能力									
	Д	洛	法人・ 団体経営	業界知識	サステナビリティ	リスクマネジメント	内部統制・ガバナンス	財務・会計	投資・ 資金配分	法務・ コンプライアンス	経済知識
<sup>ふかさわ</sup> 深澤	じゅんこ		•		•						
しらいし 白石	で生		•	•							
たなか	ひでょ 秀代		•	•	•	•					
おざき尾崎	けんじ		•				•	•			
ラめきた梅北	たくお	常勤監査等委員				•	•			•	
Ź保	のぶやす信保	社外取締役 監査等委員	•			•					•
はまだ	としあき	社外取締役 監査等委員						•	•		
藤池	etony <b>智則</b>	社外取締役 監査等委員					•				

以  $\vdash$ 

# 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

2020年以降、わが国経済は新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続きましたが、当年度末にかけては徐々に持ち直しの動きも見られるようになりました。当社グループにおいては、2021年5月12日付で公表した中期経営計画の初年度として、①HRDX支援を軸とした会員基盤拡大と、②決済事業への挑戦を柱とした成長戦略に取り組んでまいりました。

# ① HRDX支援を軸とした会員基盤拡大

「ベネワン・プラットフォーム(注)の活用推進」と、「M&Aによる会員基盤拡大」を 実施しました。

まず「ベネワン・プラットフォームの活用推進」では、福利厚生事業の取引先企業を中心に、2021年6月以降、480万人以上の会員データを「ベネワン・プラットフォーム」に移行・登録するとともに、第三者の提供する複数のHRテクノロジーサービスと「ベネワン・プラットフォーム」のデータ連携拡大にも積極的に取り組みました。今後は更なる会員データの移行を進めるとともに、様々なHRサービスで共通利用可能な会員 ID「ベネアカウント」の利用普及に注力していく考えです。

次に「M&Aによる会員基盤拡大」では、2021年10月29日付で株式会社JTBベネフィットの株式を取得し、会員基盤を飛躍的に拡大させております。2022年4月1日には同社を吸収合併し、グループ内で重複するサービスと組織機能の統合を進め、スケールメリットの追求及びサービスメニューの質的・量的改善に取り組んでおります。

#### ② 決済事業への挑戦

2021年6月より給与天引きの仕組みを活用した「給トク払い」サービスを開始いたしました。同サービスを通じた決済事業の収益化に向けて、主に福利厚生サービスの顧客に向けて活用提案を進めるとともに、生活インフラ分野や定額課金メニューを中心に加盟店開拓に注力しております。

このような中長期成長戦略の取組みを行いつつも、当連結会計年度において短期的には事業成長が新型コロナウイルス感染症の一定の影響を受ける場面もありました。一方で社会経済動向をとらえた新たな収益事業を伸ばすことでこれを吸収することができたことから、当社グループの業績は計画を上回って推移いたしました。

福利厚生事業では、期中における会員数は横ばい圏で推移する一方、緊急事態宣言明けの2021年10月以降は会員のサービス利用が回復傾向となり、これに伴い補助金支出が増加いたしました。また、期中に株式を取得して子会社化した株式会社JTBベネフィットについては第4四半期より連結損益計算書に反映させており、連結業績の拡大に寄与しております。ヘルスケア事業では、新型コロナワクチン接種支援など社会経済の要請に応えた新たな健康支援サービス展開に注力した結果、期初想定以上の成果となり、連結全体の利益押し上げに貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は38,362百万円(前期比1.4%増)、営業利益は12,770百万円(前期比30.7%増)、経常利益は12,826百万円(前期比30.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は8,949百万円(前期比32.3%増)となりました。なお、当社グループでは当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。同基準等適用による上記業績への影響として、従前の計上基準に比べて売上高が8,058百万円減少、売上原価が8,056百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1百万円減少しております。

当社グループは、主に国内における福利厚生代行サービスを中心に会員制サービス事業を 展開しておりますが、事業セグメントを集約した結果、報告すべきセグメントは会員制サー ビス事業のみであるためセグメント情報の記載を省略しております。

(注) ベネワン・プラットフォーム:企業の人事データや健康データなどを管理・活用する基盤。様々なHRサービスを 共通IDで利用することが可能な会員専用ID「ベネアカウント」を活用し、人事部門のマネジメント効率化を図 りながら、あらゆる従業員データの一元管理・見える化・分析を通じて、従業員のパフォーマンス向上や組織の活 性化を目指す。

#### (2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、HRDX推進に向けたシステム開発投資、システムハードウェア投資等を実施しております。

当連結会計年度の設備投資等(長期前払費用を含めております。金額には消費税等は含めておりません。)の総額は3,382百万円であります。

#### (3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度は、株式会社JTBベネフィットの株式取得資金及び関連する諸費用の支払への充当を目的として、シンジケートローン契約による長期借入10,000百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

足もと経済は、多くの企業においてコロナ後を見据えた動きが出始めており、経済活動を 支える人材採用・人材定着施策としての福利厚生拡充、組織と個人の健康への関心の高ま り、人事・健康管理におけるデジタル化推進など、当社グループが中長期戦略で進めるHR DX支援が一層注目されるようになってきていると認識しております。

当社グループではこうした社会経済動向を機会ととらえ、大型プロモーションやシステム 刷新、オフィス統合など、中長期成長加速のための基盤づくりを積極的に推進しながら、次 の取組みを行ってまいります。

#### 1) 企業のHRDX (注1) 支援の取組み

企業の人事部門では今後ますます人事労務関連のアウトソーシングサービス活用が進むとともに、人事・健康データを整理してマネジメント活用するHRDXへの対応が重要な経営課題となる見通しです。

当社グループでは、福利厚生やヘルスケアなど人事労務関連の多様なアウトソーシングサービスと連携して人事・健康データの管理・活用を可能とする基盤「ベネワン・プラットフォーム」を開発しており、同基盤の普及、利用促進を中長期の中核戦略として取組むことで、顧客企業の人と組織のパフォーマンス向上に貢献してまいる考えです。

(注1) HRDX:人事領域におけるデジタルトランスフォーメーション

# 2) サービス流通の進化、決済事業収益化への取組み

当社グループはこれまで、福利厚生のアウトソーシングサービス提供を通じ、顧客企業 社員とサプライヤ (注2) をマッチングすることでサービス流通を成立させてきました。今 後は「ベネワン・プラットフォーム」の普及、利用促進に伴い、サービス流通規模は飛躍 的に増大すると見込んでいます。

当社グループでは新たな取組みとして、給与天引きの仕組みを活用した決済事業を展開しており、顧客企業ごとに購買情報をとりまとめて決済代行することで流通コストの低減を図り、顧客企業社員、サプライヤ双方の満足向上を目指しております。また、この取組みによって生じる決済手数料は、中長期で当社グループの新たな収益の柱としていく考えです。

さらに将来的には、決済手数料で得られる収益を原資に、福利厚生サービスの会費単価 引き下げも視野に入れており、一層の会員獲得とサービス流通拡大に取り組んでまいりま す。

(注2) サプライヤ:福利厚生サービス提供事業者

#### 3) ESG・SDGsへの取組み

当社グループはこれまでも、事業を通じて顧客企業の健康経営推進や従業員エンゲージメント向上などをサポートしてまいりました。また、自社のサービスを活用し、「健康経営銘柄」に2年連続で選定されるなど、従業員の健康管理や生産性の向上にも積極的に取り組んでおります。

今後は、自社における紙媒体やオペレーションのデジタル化推進にとどまらず、当社の サービス流通・決済を広く普及させることで、サプライヤ企業の広告・媒体制作の削減や 在庫削減にも貢献し、利便性が高く環境負荷の低いサービス流通網づくりに取り組んでま いる考えです。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度 (第24期)	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)	2021年度 (第27期)
売 上 高(百万円)	34,461	37,271	37,841	38,362
経常利益(百万円)	7,707	8,462	9,858	12,826
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,176	5,641	6,766	8,949
1 株当たり当期純利益	32円05銭	35円24銭	42円52銭	56円24銭
総 資 産(百万円)	34,774	29,926	36,171	58,047
純 資 産(百万円)	19,882	16,567	19,865	24,912
1 株当たり純資産	123円03銭	104円10銭	124円84銭	156円54銭

- (注) 1. 2019年3月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第24期の1株当たり 当期純利益及び1株当たり純資産は、第24期の期首に当該分割が行われたものとして算出しており ます。
  - 2. 当社は「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「株式給付信託 (BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
  - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第27期の期首から 適用しており、第27期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標 等となっております。

# ② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度 (第24期)	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)	2021年度 (第27期)
売 上 高(百万円)	24,512	34,597	36,456	34,862
経常利益(百万円)	7,337	8,578	9,964	12,677
当期純利益(百万円)	4,957	6,344	6,857	8,844
1 株当たり当期純利益	30円69銭	39円63銭	43円09銭	55円58銭
総 資 産(百万円)	33,178	30,254	36,488	52,660
純 資 産(百万円)	19,783	17,196	20,586	25,540
1 株 当 た り 純 資 産	122円49銭	108円06銭	129円37銭	160円48銭

- (注) 1. 2019年3月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第24期の1株当たり 当期純利益及び1株当たり純資産は、第24期の期首に当該分割が行われたものとして算出しており ます。
  - 2. 当社は「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「株式給付信託 (BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
  - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第27期の期首から 適用しており、第27期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標 等となっております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社パソナグループであり、同社は当社の株式を81,210,400株 (持株比率50.91%) 保有しております。

当社は親会社及び親会社の子会社である株式会社パソナを含む傘下事業会社より福利厚生のアウトソーシング等を受託する一方、傘下事業会社から人材派遣を受けております。 また、当社は親会社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)の利用に関する基本契約を締結しております。

(注) 持株比率は、自己株式(450,287株)を控除して算出しております。なお、当社は「株式給付信託(J-ESOP)」及び「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託 E口)(以下「信託 E口」という。)が当社株式370,050株を取得しております。信託 E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

#### ② 親会社等との間の取引に関する事項

- 1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 全ての取引条件については、当社と関係を有していない他社とほぼ同様の条件若しく は市場価格を勘案して一般取引条件又は協議により決定しております。
- 2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由 当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。取引に際しては、関連当事者取引管理規程及び職務権限に係る規定に従い当社の利益を害することのないよう取締役会で承認手続を経て適切に対応しております。

なお、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引及び行為については、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」にて取引の必要性、相当性について審議を行い、取締役会はその答申・助言を受け意思決定を行っております。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当事項はありません。

# ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社JTBベネフィット	300百万円	100.00%	福利厚生事業等
貝那商務諮詢(上海)有限公司	20.96百万 人民元	100.00%	ポイント制報奨制度「イン センティブ・ポイント」の 提供
BENEFIT ONE USA, INC.	3.05百万 米ドル	100.00%	ポイント制報奨制度「イン センティブ・ポイント」の 提供
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.	5.5百万 シンガポールドル	100.00%	海外事業のグループ管理・ 統括事業
BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED	4百万 タイバーツ	0.00% (49.00%)	ポイント制報奨制度「イン センティブ・ポイント」の 提供
PT. BENEFIT ONE INDONESIA	26,000百万 インドネシアルピア	38.46% (57.69%)	ポイント制報奨制度「イン センティブ・ポイント」の 提供
REWARDZ PRIVATE LIMITED	1.51百万 シンガポールドル	70.00%	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルス ケアポイント事業等
REWARDZ BENEFITS SDN. BHD.	50万 マレーシアリンギット	0.00% (70.00%)	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルス ケアポイント事業等

- (注) 1. 当社は2022年4月1日付で株式会社JTBベネフィットを吸収合併いたしました。
  - 2. BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITEDは、BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の議決権比率が49.00%でありますが、支配力基準の適用によりBENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の連結子会社としております。
  - 3. 出資比率の括弧は、間接所有割合を外書きしております。

# ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社JTBベネフィット
特定完全子会社の住所	東京都江東区深川二丁目7番6号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	12,177百万円
当社の総資産額	52,660百万円

#### (7) 重要な企業結合等の状況

当社は、株式会社JTBベネフィットの全株式を2021年10月29日付で取得し、当社の連結子会社としております。

#### (8) 主要な事業内容

当社グループは、福利厚生事業(企業の従業員に向けた福利厚生として、宿泊やライフサービス等の割引サービス「ベネフィット・ステーション」を提供)を柱に、ヘルスケア事業(健診サービスや特定保健指導、健康ポイント等の疾病予防サービスのワンストップ提供やワクチン接種支援)、インセンティブ事業(企業のロイヤリティ・モチベーション向上支援施策として、報奨ポイントの発行・管理運営・ポイント交換アイテムを提供)、購買・精算代行事業(通信回線や近距離交通費、出張旅費や接待交際費の精算代行サービスを提供)、パーソナル事業(協業企業の顧客向けに「ベネフィット・ステーション」やオリジナルコンテンツを提供)、ペイメント事業(給与天引き決済サービスを提供)などを行っております。なお、人事データや健康データを管理・活用する基盤「ベネワン・プラットフォーム」上にサービスを再編成することで、福利厚生事業やヘルスケア事業等の単独ソリューション販売からプラットフォームビジネスに軸足を移しており、企業のHRDX(人事領域におけるデジタルトランスフォーメーション)を推進しております。

#### (9) 主要な営業所等

東京都千代田区 本 汁 国内営業等拠点 大 阪 支店(大阪府大阪市) 古屋支店(愛知県名古屋市) 名 札 店(北海道札幌市) 幌 支 台 1H 支 店(宮城県仙台市) 1/2 鳥 支 店 (広島県広島市) 福 出 支 店(福岡県福岡市) 松山オペレーションセンター(愛媛県松山市) 株式会社 JTB ベネフィット (本社 東京都江東区) 国内子会社 海 外 子 会 社 貝那商務諮詢(上海)有限公司(中国) BENEFIT ONE USA, INC. (アメリカ) BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. (シンガポール) BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED (タイ) PT. BENEFIT ONE INDONESIA (インドネシア) REWARDZ PRIVATE LIMITED (シンガポール) REWARDZ BENEFITS SDN. BHD. (マレーシア)

#### (10) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,108名(442名)	248名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
  - 2. 従業員数には、企業集団外からの受入出向者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。
  - 3. 当連結会計年度における臨時雇用者数(契約社員及びパートタイマーの期中平均雇用人員数)を括 弧内に外数で記載しております。
  - 4. 増加の主な要因は、株式会社JTBベネフィットを連結子会社としたことによるものであります。

# (11) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	5,810
株式会社静岡銀行	950
株式会社みずほ銀行	950
株式会社三菱UFJ銀行	950
株式会社横浜銀行	950

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

560,000,000株

(2) 発行済株式の総数

159,970,000株

(3) 株主数

16,215名

# (4) 大株主

株主名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ	81,210,400	50.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託□)	11,654,100	7.31%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (エスエスビーティーシー クライアント オムニバス アカウント)	7,911,526	4.96%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,729,500	2.96%
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (ザ バンク オブ ニューヨーク メロン SANV10)	2,200,000	1.38%
白 石 徳 生	1,844,600	1.16%
東京海上日動火災保険株式会社	1,600,000	1.00%
S T A T E S T R E E T B A N K WEST CLIENT - TREATY 505234 (ステート ストリート パンク ウエスト クライアント トリーティ505234)	1,356,500	0.85%
S T A T E S T R E E T B A N K AND TRUST COMPANY 505001 (ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001)	1,351,160	0.85%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,280,000	0.80%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(450,287株)を控除して算出しております。
  - 2. 当社は「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社 日本カストディ銀行 (信託E口) (以下、「信託E口」という。) が当社株式370,050株を所有して おります。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

# (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

#### (6) その他株式に関する重要な事項

### ① 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2016年7月28日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月2日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員(以下、「従業員等」という。)に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「J-ESOP制度」という。)を導入しております。

J-ESOP制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。J-ESOP制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当事業年度において当社より当社株式14,500株を取得しました。なお、J-ESOP制度に係る信託E口の2022年3月31日現在の保有株式数は212,130株であります。

# ② 株式給付信託 (BBT)

当社は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、2016年9月2日より、取締役 (業務執行取締役に限る。) に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」(以下、「BBT制度」という。) を導入しております。

また、当社は、2019年6月25日開催の株主総会において、主として監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の監査役会設置会社における取締役に対するBBT制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限る。以下本号において同じ。)に対する業績連動型株式報酬に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

BBT制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。BBT制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当事業年度において当社より当社株式3,500株を取得しました。なお、BBT制度に係る信託E口の2022年3月31日現在の保有株式数は157,920株であります。

# 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況** 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

# 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2022年3月31日現在)

(1) 软种技以几名等(2022年3月31日現在)					
地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況		
取締役会長	深澤	旬 子	株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員 株式会社パソナハートフル 代表取締役社長		
代表取締役社長	白石	徳 生	当社監査部担当 貝那商務諮詢(上海)有限公司 董事長 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Chair of the Board BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director REWARDZ PRIVATE LIMITED Director 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役		
代表取締役副社長	田中	秀 代	当社管理部門、DX推進開発事業部担当 株式会社JTBベネフィット 取締役		
取 締 役	尾﨑	賢治	当社財務経理部担当兼経営企画室長 株式会社JTBベネフィット 監査役 貝那商務諮詢(上海)有限公司 監事 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner REWARDZ PRIVATE LIMITED Director		

地	位	Е	E.	4	3	担当及び重要な兼職の状況
取 締 (常勤監査等	役 委員)	梅	北	卓	男	
取 締(監査等多	役 委員)	久	保	信	保	一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長
取 締 (監査等	役 委員)	濵	$\blacksquare$	敏	彰	
取 締(監査等多	役 委員)	藤	池	智	則	堀総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エディア 社外取締役 監査等委員 ペットゴー株式会社 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役久保信保氏、濵田敏彰氏及び藤池智則氏は、社外取締役であります。
  - 2. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
  - 3. 取締役久保信保氏、濵田敏彰氏及び藤池智則氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任限定契約に関する規定を設けており、取締役深澤旬子氏、梅北卓男氏、久保信保氏、濵田敏彰氏及び藤池智則氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事中があります。

# (5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

# 1) 当該方針の決定方法

当社は、2021年1月28日開催の取締役会及び2021年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を決定しております。

# 2) 決定方針の内容の概要

[取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬]

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、固定報酬額並びに中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬によって構成しております。

個別取締役(監査等委員である取締役を除く)の固定報酬額については、株主総会で 承認された報酬総額の範囲内において、類似業種上場会社の報酬水準や会社業績、株主 還元の状況、個別取締役の役割や会社への貢献度等を踏まえて人事部門担当取締役が原 案を作成したうえで、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する 「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、代表取締役社長が決定し ております。

取締役(監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。)の業績連動型株式報酬については、株主総会で承認された業績連動型株式報酬総額の範囲内

において株式給付信託(BBT)の仕組みを用い、連結経常利益を指標としてその目標達成度合いに応じた付与原資総額(当該事業年度に関して付与する総ポイント数)を決定することとし、連結経常利益が前期比減益となる場合にはポイントを付与しないこととしております。個別取締役(監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。)の業績連動型株式報酬については、各取締役の職務内容や責任範囲を基礎とした付与原資の配分割合原案を人事部門担当取締役が作成し、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て、取締役会が決定しております。業績連動型株式報酬の支給要件を満たすときにおける、業績連動型株式報酬の報酬総額に占める比率は、原則として、0~40%程度としております。なお、固定報酬は年額で定め、7月より毎月その12分の1を与えることとし、業績連動型株式報酬である株式信託(BBT)にかかる株式等は、原則として取締役退任時に交付するものとしております。

#### [監査等委員である取締役の報酬]

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立した立場にあることを勘案し、固定報酬のみで構成しております。監査等委員である取締役の個別の報酬額は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

# ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額200百万円(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は4名(うち、社外取締役は0名)です。

また、当該固定報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。)に対する業績連動型株式報酬制度として、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。)の員数は3名です。また、2021年6月24日開催の第26回定時株主総会において、上記金額表示による上限枠(3事業年度で200百万円以内)に加えて、3事業年度ごとに付与されるポイント数(株式数)の上限は126,555ポイント(126,555株)とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。)の員数は3名です。なお、取締役に付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算さ

れ、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、 その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について 合理的な調整が行われます。

監査等委員である取締役の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

# ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、固定報酬額については人事部門担当取締役が上記決定方針において掲げられた要素を考慮して作成した原案を、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て代表取締役社長が決定していることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。また、業績連動型株式報酬については、人事部門担当取締役が上記決定方針において掲げられた要素を考慮して作成した原案を「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得て取締役会が決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述①2)に記載のとおり、取締役会が代表取締役社長である白石徳生に対し、 個別取締役(監査等委員である取締役を除く)の固定報酬額についての決定権限を委任し ております。

当社の取締役会が代表取締役社長に対し当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えたためです。

代表取締役社長の上記権限行使が適切に行使されるようにするため、前述①2)のとおり、人事部門担当取締役が固定報酬額についての原案を作成し、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役のみで構成する「指名報酬等委員会」に諮問し、同委員会の答申・助言を得るという措置を講じております。

# ⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	対象となる役員の 員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別 固定報酬	の額(百万円) 業績連動型株式報 酬
監査等委員でない 取締役 (う ち 社 外 取 締 役)	3 (—)	153 (—)	101 (—)	51 (—)
監査等委員である 取締役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 (3)	39 (24)	39 (24)	(—)
合計	7	192	140	51

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬等の額のうち、固定報酬については、2019年6月25日開催の第24 回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と する旨決議されております。
  - 2. 監査等委員でない取締役の報酬等の額のうち、業績連動型株式報酬については、2019年6月25日 開催の第24回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行 取締役に限ります。)に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。また、2021年6月24日 開催の第26回定時株主総会において、上記金額表示による上限枠(3事業年度で200百万円以内)に加えて、3事業年度ごとに付与されるポイント数(株式数)の上限は126,555ポイント(126,555株)とする旨決議されております。上記の業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に計上した、株式付与ポイントに係る役員株式給付引当金繰入額であります。
  - 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、 年額総額は50百万円以内とする旨決議されております。
  - 4. 当事業年度末現在の員数は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)であります。なお、無報酬の監査等委員でない取締役が1名在任しております。
  - 5. 社外取締役が当社親会社又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額はございません。

# ⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、前述①2)に記載のとおり、業績連動型株式報酬制度を設けております。 同制度において、当社は、連結経常利益を業績達成指標としておりますが、その理由は、 単年度の業績貢献を考慮するうえで損益数値が明快であり、経常的な利益を用いるのが妥 当と考えたためです。なお、当連結会計年度において、業績連動型株式報酬に係る目標指標である連結経常利益は12,826百万円であり、前期の連結経常利益9,858百万円を上回っております。

# (6) 社外役員に関する事項

# ① 社外役員の重要な兼職の状況等

地位	氏	名	重要な兼職先	兼職内容
	久保	信保	一般財団法人自治体衛星通信機構	理事長
	濵田	敏彰		
取締役 (監査等委員) 藤池		堀総合法律事務所	パートナー弁護士	
	藤池	池智則	株式会社エディア	社外取締役 監査等委員
		ペットゴー株式会社	社外取締役 監査等委員	

# ② 社外役員の主な活動状況

地位		名	主な活動状況	期待役割に関し行った職務の概要
	久保	信保	当事業年度に開催した15回 (定時12回、臨時3回)の取締役会のうち、合計15回 (100%)に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回(定例12回、臨時1回)のうち、合計13回 (100%)に出席し、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験で培ったリスク管理等の専門的知見から議案・審議等につき有益な発言を適宜行い取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。
取締役(監査等委員)	濵田	敏彰	当事業年度に開催した15回 (定時12回、臨時3回)の取締役会のうち、合計15回 (100%)に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回 (定例12回、臨時1回)のうち、合計13回 (100%)に出席し、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、その豊富な経験・見識に基づいた専門的知見により議案・審議等につき有益な発言を適宜行い、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	広く政治・経済等、企業経営を取り巻く 事象についての深い知見を有しており、 その豊富な経験・見識に基づき、主に資 金配分や投資の判断プロセスにおいて、 取締役会の意思決定機能及び監査・監督 機能を強化する役割を果たすことを期待 されました。当事業年度においては、左 記の活動を行うことにより、当該期待役 割を十分に果たしております。
	藤池	智則	当事業年度に開催した15回 (定時12回、臨時3回)の取締役会のうち、合計15回 (100%)に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回 (定例12回、臨時1回)のうち、合計13回 (100%)に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案・審議等につき積極的な意見を述べ、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	弁護士としての豊富な経験があり、その 経歴を通じて培われた幅広い見識を当社 の経営の監督に活かすことにより、独立 した立場から、取締役会の意思決定機能 及び監査・監督機能を強化する役割を果 たすことを期待されました。当事業年度 においては、左記の活動を行うことによ り、当該期待役割を十分に果たしており ます。

#### 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
	48	_	
子会社	_	_	
 計	48	<del>_</del>	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る 報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

#### (5) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

# (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

## 6. 会社の体制及び方針

## (1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業経営を目指すうえで、内部統制システムの整備・向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつ、効率的で適法な経営活動を推進するべく、グループの行動規範を定め、これに基づく人材の育成及び業務執行の適切な監督の仕組みにより、健全な企業風土の醸成に努めています。

- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
  - ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

## 「体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で審議したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化します。

## [整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しをしており、 全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、 全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) 取締役会規程、組織規程及び経営会議運営細則の規定に従い、適切に運用しております。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役3名を選任し、監査等委員会及び取締役会において倫理性・適法性を含む多様な視点で議論を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 [体制]

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に従い、各担当部署で適切に記録し保存及び管理します。

## [整備運用状況]

前述②[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 [体制]

- 1) 当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント基本規程に従ってリスク管理の責任部門を明確にし、担当役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置することで、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに万一発生した場合の被害の極小化を図るものとします。また、子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に従って当社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定するとともに、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとし、当社にて一元的にリスク管理を行います。
- 2) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行 状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締 役会で報告することとします。
- 3) 監査部にて、内部統制の有効性に関する監査を行います。

## [整備運用状況]

- 1) 前述③[体制]1) に記載のとおり、リスクマネジメント基本規程及び関係会社管理規程に従い、リスク管理を行っています。
- 2) 経営会議を原則毎週開催し、各業務執行責任者から業務執行状況の報告を受け、迅速な対応をとるとともに、重要なものについて取締役会で報告しています。
- 3) 監査部は、内部統制の有効性について監査を行うとともに、結果を取締役会で報告しています。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 [体制]
  - 1) 取締役会規程において取締役会での決議事項及び報告事項を明確に規定するとともに、 職務権限及び業務分掌規程により決裁権限を明確にします。
  - 2) 関係会社管理規程に基づき当社と子会社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定します。そのほか、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとします。
  - 3) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行 状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締 役会で報告することとします。

## [整備運用状況]

- 1) 取締役会規程、職務権限及び業務分掌規程、関連規程に従って運用しており、重要事項については慎重な議論を図りつつ、権限委譲されている事項については迅速な意思決定を行い、効率化を図っております。
- 2) 関係会社管理規程に基づき子会社各社との間に経営管理契約を締結しており、経営企画室を子会社統括の責任部門として、子会社の機関決定を事前に協議し、子会社の経営状況を把握しております。
- 3) 前述④[体制]3) に記載のとおり整備し、運用しております。
- ⑤ 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

## [体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育等の施策に係る事項を取り決めることとします。
- 3) 内部監査規程に基づき、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務が適法に運営されていることを監査します。

4) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、内部通報制度を運用し、グループ内 の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって 当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。

## [整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しを実行しており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。 また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) コンプライアンス委員会を原則として毎月開催し、当社及び子会社のコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内啓蒙施策等の取決めを行っております。
- 3) 前述⑤[体制]3) に記載のとおり整理し、運用しております。
- 4) 内部通報窓口は社内担当部門のほか、社外の弁護士事務所でも受け付ける体制を整備 し、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで制度告知を行うとともに、コンプラ イアンス研修等で通報先の周知を行い、内部通報制度の有効活用を図っています。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 [体制]

前述①~⑤に記載の事項に加え、当社から子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し、適正な業務運営を確保します。

## [整備運用状況]

前述⑥[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 [体制]
  - 1) 常勤監査等委員が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行います。
  - 2) 監査等委員会の要請があった場合には、専任又は兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査等委員会の意見を十分考慮します。

## [整備運用状況]

前述⑦[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑧ 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの 独立性並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保 に関する事項

## [体制]

前項の取締役及び使用人並びに監査部の使用人の人事に関しては監査等委員会の事前の 意見を得るものとし、取締役会はこれを尊重します。

## [整備運用状況]

前述⑧[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑨ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の取締役等、 監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした 者が報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制 [体制]
  - 1) 常勤監査等委員は原則毎週開催される経営会議に出席し、当社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の経営状況、財務状況、コンプライアンスに関する事項、内部統制に関する事項を含む事業上の重要事項について、監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会においても、定期的に各事業部責任者が出席し、業務執行の状況及び事業上の重要事項について報告を行います。このほか、監査等委員会と社長及びその他の業務執行取締役が適宜協議を行い、監査等委員会への必要な経営情報及び営業情報の提供を行います。
  - 2) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報制度を運用し、グループ内の 法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって当 社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。また同規程において、内部通報者に対し、内部通報したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を 規定します。

## [整備運用状況]

前述⑨[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑩ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## [体制]

- 1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用(監査等委員会の職務の執行に関するものに限ります。)又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行います。
- 2) 監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づき、実効性のある監査を行うものとします。また、監査部長が監査等委員会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保します。

## [整備運用状況]

前述⑩[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

## [体制]

当社及び子会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス・マニュアルに具体的指針を規定します。

## [整備運用状況]

前述⑪[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。また、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで掲示を行うとともに、コンプライアンス研修等を通じた周知徹底を行っております。平素より外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、社内体制の整備、維持を図っております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

利益配分につきましては、事業年度ごとの利益状況、将来の事業展開及び投資予定等を勘案したうえで、純資産配当率10%以上、配当性向70%以上を目標に、継続的かつ安定的な配当成長に努めてまいりたいと考えております。

自己株式の取得につきましては、株主還元策の一つとして財務状況や株式需給バランスへの影響等を考慮したうえで、総合的に実施判断することとしております。

2022年3月期の年間配当につきましては、公表計画の通り1株当たり36円、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2022年6月14日としております。

また、同じく2022年5月10日開催の取締役会において、取得株式数80万株、取得価額 1,500百万円を上限として自己株式を取得することとし、取得期間を2022年5月12日から 2022年6月10日までとしております。

内部留保金につきましては、経営基盤の充実を図りつつ、事業基盤統合・サービス品質向上・業務省力化等へのIT投資や新規事業への投資、M&A投資等に充当することで、今後の収益力の強化を図る所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

# <u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

			資	j	産	の	部	
		科					金	額
流	動	Ì	資	産				32,148
Ŧ	見	金	及	$\Omega_{i}$	預	金		17,986
5	売		ŧ	卦		金		6,241
ŧ	契	š	約	貣	<b></b>	産		62
ħ	朋	1	囙	貣	<b></b>	産		1,947
Ē	Ú	į	厶	乽	ŧ	用		699
Ē	未	I	又	7		金		2,796
2	7		(	カ		他		2,462
Í	Ĭ	倒	-	31	当	金		△47
古	定	Ì	資	産				25,898
有	形	古	定:	資 盾	Ē			1,308
3	<b></b>	物	及で	び 棹	第 築	物		416
_	±					地		602
I	J	_	-	ス	資	産		111
2	7		(	カ		他		178
無	形	古	定	資 産	Ē			19,493
	カ		7	h		h		5,824
`	)	フ	<b> </b>	ウ	エ	ア		5,315
I	J	_	-	ス	資	産		5
雇	顏	客	関	係	資	産		8,345
2	7		(	カ		他		2
投	投資その他の資産							5,096
į.	殳	資	有	価	証	券		3,891
ź	襙	延	税	金	資	産		76
2	7		(	カ		他		1,134
Í	Ĭ	倒	Ī	31	当	金		△6
Ì	資	産		合	計			58,047

		負 債	の	部	
	科	Ħ		金	額
流	動	負 債			21,357
	支払手	形及び買	掛金		5,704
	短期	借り	金		110
		済予定の長期			1,000
	IJ —	· ス			60
	未 払		税等		2,665
	未	払	金		3,963
		約 負	債		5,840
	預	1)	金		1,163
	そ	<i>O</i>	他		849
古	. —	負債	^		11,776
	長 期		• —		8,500
	リ <i>-</i>	· ス			67
		株式給付き			281
		式給付引	. — —		179
	退職給繰延	·	<ul><li>6 負債</li><li>負債</li></ul>		67 2,465
	様と進	が、歩の	更 頂 他		2,403
			<u></u> 計		33,134
		·····································	産の	部 部	33,134
株	主	_ <del>  **                                    </del>	1主 07	, ah	22,932
		<b>全</b>			1,527
-		引 余 金			1,488
-		1 余金			21,260
-		株式			△1,343
		括利益累計		1,980	
		西証券評価			1,973
	為 替 換	算調整	勘定		6
	純 資	産 合	計		24,912
	負債及	び純資産合語	†		58,047

## 連結損益計算書

(2021年 4 月 1 日から) (2022年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

科			金	額
売	上	高		38,362
売 上	原	価		17,633
売上	総利	益		20,728
販 売 費 及	び 一般 管理	費		7,958
営業	利	益		12,770
営業	外 収	益		
受取	利	息	20	
受取	配当	金	34	
為替	差	益	58	
補助	金 収	入	35	
そ	$\sigma$	他	20	169
営業	外費	用		
支 払	利	息	27	
コミット	メントフィ	_	65	
持 分 法 に	よる投資損	失	14	
組合:	分 配 損	失	0	
そ	$\mathcal{O}$	他	4	113
経常	利	益		12,826
特別	利	益		
関係 会社	土 株 式 売 却	益	24	24
特別	損	失		
投資有個	証 券 売 却	損	2	2
税 金 等 調 整	整前 当期 純利	<b>」益</b>		12,848
法人税、住	民 税 及 び 事 業	美 税	4,256	
法 人 税	等 調 整	額	△357	3,898
当期	純利	益		8,949
非支配株主に!				_
親 会 社 株 主 に!	帰属する当期純精	利益		8,949

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百	5万円)
-------	------

資産の	部
科目	金額
科 <b>童</b> <b>動</b> 金金産品品金用金金他 一種でする金産品品のできます。 一種でする金産品品のできます。 一種でする金産品品のできます。 一種でする金産品品のできます。 一種でする金産品品のできます。 一種でする金産品品のできます。 一種でする金属のできます。 一種でする。 一述でする。 一ででする。 一ででする。	金 28,496 15,674 5,661 62 1,731 32 0 549 2,502 491 2,019
貸 倒 引 当 金	△228
固定     産産       有形     製定       機械     及       機     機       の     場       の     の     の       の     の     <	24,164 1,179 388 16 0 19 46 602 105
<ul><li>無 形 固 定 資 産</li><li>ソ フ ト ウ ェ ア</li><li>ソフトウェア 仮 勘 定 リ ー ス 資 産 そ の 他</li></ul>	<b>4,923</b> 2,094 2,821 5 2
<b>投資その他の資価社</b> 資価社 資価社 資生 重前税 要前税 要前税 で資係 産期延険金 関連 を の引 合 の引 の引 の引 の引 の引 の引 の引 の引 の引 の引	18,061 3,872 12,517 5 7 28 614 273 718 30 0 △6

負 債 の	部
科 目	金額
流動負債	17,893
買 掛 金	4,764
1年内返済予定の長期借入金	1,000
リース債務	55
未 払 金	3,844
未払費用	88
未払法人税等	2,447
契 約 負 債	4,382
預り金	750
未払消費税等	391
債務保証損失引当金 ※ ※ ※ * * * * * * * * * * * * * * * * *	94
資産除去債務その他	10
	9,225
<b>固定負債</b> 長期借入金	8,500
リース債務	67
従業員株式給付引当金	281
役員株式給付引当金	179
資産除去債務	25
そ の 他	172
負 債 合 計	27,119
純資産の	部
株 主 資 本	23,567
資 本 金	1,527
資本 剰余金	1,503
資 本 準 備 金	1,467
その他資本剰余金	35
利益剰余金	21,879
その他利益剰余金	21,879
別途積立金	7,200
操越利益剰余金	14,679
<u>自己株式</u>	△1,343
評価・換算差額等	1,973
その他有価証券評価差額金	1,973
	25,540 52,660

<u>損 益 計 算 書</u> (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科    目		金	額
 売 上	高		34,862
売 上 原	価		15,368
売 上 総 利	益		19,493
販売費及び一般管理	費		6,805
営業利	益		12,688
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	13	
受 取 配 当	金	34	
有 価 証 券 利	息	15	
補助金収	入	33	
債務保証損失引当金戻入	益	75	
その	他	34	206
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	25	
コミットメントフィ	_	65	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	117	
その	他	9	217
経常利	益		12,677
特 別 利	益		
関 係 会 社 株 式 売 却	益	0	0
特別損	失		
投資有価証券売却	損	2	2
税 引 前 当 期 純 利	益		12,674
法人税、住民税及び事業	税	4,106	
法 人 税 等 調 整	額	△276	3,829
当 期 純 利	益		8,844

## 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ベネフィット・ワン

取締役会御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長島拓也

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 草野耕司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィット・ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ベネフィット・ワン

取締役会御中

## 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長島拓也

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 草野耕司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年4月1日に株式会社JTBベネフィットと合併した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監查報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する 取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム) について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受 け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いた しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社ベネフィット・ワン 監査等委員会

常勤監査等委員 梅北卓男 印

監査等委員 久保信保 ⑩

監査等委員 濵田敏彰 ⑩

監査等委員 藤池智則 印

(注) 監査等委員 久保信保、濵田敏彰及び藤池智則は、会社法第2条第15号及び第331条 第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 第27回定時株主総会会場ご案内図

会 場:ベルサール飯田橋駅前イベントホール

東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル1階 ※「ベルサール飯田橋ファースト」とは異なりますので、ご注意願います。



交通の ご案内

**「飯田橋」**駅

東西線 有楽町線 南北線 大江戸線

**A2** 出□から徒歩2分

JR線

東□ から徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。



見やすいユニバーサルデ ザインフォントを採用し ています。